

群馬大学共同教育学部人事・予算委員会内規

令和2.4.1 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学共同教育学部常置委員会に関する内規第6条の規定に基づき、群馬大学共同教育学部人事・予算委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 委員会は、教員人事（附属学校の教員に係るものを除く。）の公平とその円滑なる実施並びに予算の配分、施設設備の整備及び環境の管理に関する事項について、学部長を補佐することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員個人からなされる転退任についての申出事項に関すること。
- (2) 講座等からなされる教員の採用、昇任及び転退任等についての申出事項に関すること。
- (3) 学部長からなされる教員の採用、昇任及び転退任等についての発議事項に関すること。
- (4) 予算の配分に関すること。
- (5) 施設設備の整備に関すること。
- (6) 環境の管理に関すること。
- (7) その他人事及び予算に関する必要事項

2 教員の採用及び昇任については、群馬大学共同教育学部教員の選考に関する内規によるものとする。

3 委員会は、審議事項に関し、その事項に直接関係ある教員個人から意見又は異議の申出があった場合は、これを受理しなければならない。

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 人事・予算委員長
- (2) 人事・予算委員長の属する部から選出された教員1人及びその他の部から選出された教員 各2人計7人

(任 期)

第5条 委員の任期は1年とし、2年まで再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(教授会議案)

第8条 人事に関する教授会議案は、委員会の答申を経なければならない。

(報告)

第9条 委員会の審議結果は、教授会へ付議するものを除き、教授会の構成員に報告するものとする。

(部会)

第10条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会については、別に定める。

(委員兼任の禁止)

第11条 委員会の委員は、群馬大学共同教育学部常置委員会に関する内規第2条に規定する他の常置委員会の委員を兼ねることができない。

(事務)

第12条 委員会の事務は、総務係長及び専門職員(企画担当)が処理する。

(内規の改廃)

第13条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。